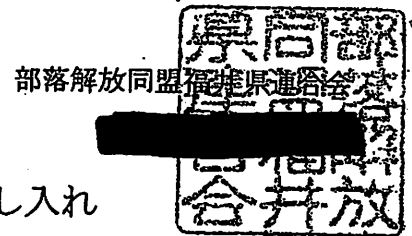




2014年9月10日

福井県知事 西川一誠 殿



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より部落問題・人権問題に対して鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります

さて、人権教育・啓発推進法が制定されてから、既に14年が経過しております。

しかし、具体化の取り組みについては、まだまだ、十分なものになっておりません。福井県が人権のまちづくりを目指すためにも、人権教育・啓発推進法の具体化に向けて積極的に取り組んで頂くことを要望する次第であります。

〇〇〇〇での差別発言事件は多くの課題を提起しております。福井県も、この課題の解決に向けてご努力をされておりますが、課題の解決は遅々として進んでおりません。

つきましては、これらの課題について、お互いの協力と努力によってより良い方向を目指さすために下記の日程で懇談会を開催したいと存知じます。

記

日時 2014年10月14日(火) 午後1時より

場所 福井県立若狭図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

解放同盟県連出席者 30名

以上

2014年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2014年10月14日

部落解放同盟福井県連合会

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2014年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
- ② 各市町からによる人権啓発・教育連絡協議会等の設置を推進されたい。
(人権啓発・教育連絡協議会は単なる研修、学習の場だけに終始するのではなく、それぞれの自治体における人権啓発・教育の強力な推進組織として位置付けるべきだと考える。)
- ③ 県人権センター2013年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。
- ④ 学校(義務・高校)における人権教育の内容(2014年度年間実施計画)を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい(5~6事例)

2 における差別事件について

- ① での差別発言事件は、今日までの人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、この問題の解決に向けて取り組むべき課題は多岐にわたる。県は強い指導性を発揮し、連携を強め取り組むべきである。
 - ・学校での人権教育の充実
 - ・で人権啓発推進体制の確立
 - ・企業内での人権啓発の推進
- ② 差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目処が見える方針を示されたい。
(背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取り組みが必要と考える。)
- ③ 福井県及びの取り組みの経過を明らかにされたい。(H25年度年間実施報告 H26年度年間計画の提出)

3 公正採用問題について

- ① 平成21・22・23・24・25年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。
- ② 福井県(福井労働局管内)は以前から30名以上の企業を対象に公正採用選考人権啓発推進員を設置することになっていた。この取り決めを守られたい。
- ③ 県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。

4 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。

5 人権意識調査の実施について

県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。

- ・ 人権意識にかぎる単独の調査を早い時期に実施されたい
- ・ 調査内容、方法については調査についての専門的な研究業者に委託することも検討されたい。

6 [redacted]の開発事業について

[redacted]側の[redacted]備はどうなっていますか。

7 [redacted]の早期着工について

[redacted]の改良計画はどうなっていますか。

8 [redacted]と[redacted]及び[redacted]撤去について

冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成26年10月14日

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ①「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2014年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 2014年度(平成26年度)の各市町「人権教育・啓発実施計画書」を別添「提出資料1」のとおり提出する。 今年4月に提出された各市町の「人権教育・啓発実施計画書」では、市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが確認できる市町は4市町であった。 このため、県・県教育委員会では、4月22日に開催した人権教育担当者会議や5月14日に開催した市町人権主管課長会議で、同和問題に積極的に取り組んでいる美浜町や高浜町の事例を紹介し、全市町に対して、同和問題は人権問題の大きな課題であり、積極的に取り組むべきであると指導を行った。 その結果、市町が9月に再提出した「提出資料1」では、4市町に4市町を加えた8市町で、市町が主体となった同和問題の啓発に関する取組みが確認でき、そのうち6市町が既に事業を実施している。なお、他の9市町については、同和問題を課題とする取組みの計画がない状況である。 県は、同和問題に関する偏見や差別のない社会を実現するためには、教育および啓発を効果的に進めていくことが極めて重要であると考えており、年度末までに人権室が全市町に直接出向き、来年度計画において全市町が同和問題に関する取組みを計画に盛り込むよう指導していく。 今後とも、県・県教育委員会は市町等とも連携をとり、同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組みを進めていく。

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ②各市町からによる人権啓発・教育連絡協議会等の設置を推進されたい。 (人権啓発・教育連絡協議会は単なる研修、学習の場だけに終始するのではなく、それぞれの自治体における人権啓発・教育の強力な推進組織として位置付けるべきだと考える。)	(地域福祉課) 昨年の懇談会で質疑のあった人権教育・啓発に関する連絡協議会について調査したところ、全国で16の都府県で設置されていた。 そのうち、市町村長を構成員とするものが3県、課長等を構成員とするものが13都府県であった。また、県が構成メンバーに入るものが15都府県、県が構成メンバーに入らず市町村のみで構成されるものが1県であった。 本県では、市町人権主管課長会議や人権教育・啓発連絡会において、人権問題について協議・意見交換等を行ってきたが、今年度の各市町人権教育・啓発実施計画書(「提出資料1」)において、市町による取組みに温度差が見られる状況である。 このような状況を見ると、全ての市町において同和問題を含む人権教育・啓発を進めていくには、県の関与が必要と考えている。 このため県では、市町の課長および県で構成する「人権教育・啓発連絡協議会」(仮称)を平成27年度中に設置することを目指して、全市町に参加を要請していく。 なお、その時々協議内容に応じ、福井地方法務局、福井労働局にもオブザーバーとして参加を働きかける。

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ③県人権センター2013年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。	(地域福祉課) 人権センターは、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるほか、職員が講師となり、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進している。具体的な活動内容については、次のとおりである。 (1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談 ・一般相談 開館日は、毎日実施 相談件数 170件 ・特別相談 毎月第3木曜日 13:00～16:00 相談件数 21件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 2件 奇数月第3金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 2件 ・問い合わせ件数 1,417件 (2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 6社 8回(受講者537人) 自治研修所、市町、学校関係 24回(1,992人) (3) 情報の提供 啓発用備品貸出 47件(DVD・VHS計109本、書籍14冊、パネル11枚、パネルボード6枚)

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ④学校（義務・高校）における人権教育の内容（2014年度年間実施計画）を明らかにされたい。また人権教育の授業実践例、嶺北地域のものを示されたい。（5～6事例）	（高校教育課、義務教育課） 2014年度の人権教育年間指導計画および人権教育授業実践例を別添のとおり提出する。 県内すべての学校では、人権教育年間指導計画を作成し、嶺北地域の学校の多くでも、グループエンカウターの手法を取り入れた学級づくりや、社会科で「全国水平社運動」の学習をする時に、道徳でも「こんなとき、どうする」（人権教材）を題材に、自分の考え方を深め、差別や偏見に対しての実践力を養う学習を進めている。 また、高校では、ホームルーム活動や学校行事等における集団活動全般を通して人権感覚を涵養している。また、国語、現代社会、英語、家庭科、情報科等の授業には人権問題を題材とした教材があり、これらの学習を通して知的理解を深めている。 さらに本県では、いじめ問題への対応について、3月に「福井県いじめ防止基本方針」を策定し、「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てることを目標に、4月にはすべての学校で「学校いじめ防止基本方針」を定めて、毎日の自己チェックやアンケート調査の実施、学期ごとの教育相談週間の他、子ども自らがいじめに関する全校集会を開催するなど、具体的な行動計画として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる。 提出資料2-1「2014年度人権教育年間指導計画」 提出資料2-2「人権教育授業実践例」

要 求 事 項	回 答
2 []における差別事件について ① []での差別発言事件は、今日まで[]の人権教育・啓発等施策がほとんど取り組まれてこなかった結果である。今後、[]この問題解決に向けて取り組む課題は多岐にわたる。県は[]強い指導性を発揮し、市と連携を強め取り組むべきである。 ・学校での人権教育の充実 ・[]で人権啓発推進体制の確立 ・企業内での人権啓発の推進	(地域福祉課、義務教育課、高校教育課) []は、人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、例えば12月の人権週間の一斉道徳授業の他に、学習指導要領を補完する[]を独自に作成し、社会科や道徳の時間に「[]」をテーマに、[]について学習するとともに、児童生徒自らが「いじめ0宣言」集会を開き差別や偏見を許さない活動を行う等、人権教育の充実に努めている。 []庁内の人権施策推進体制については十分でないことから、県はこれまで、県の人権施策推進本部を具体例として示し、[]における人権施策推進体制の整備等について指導を行ってきた。[]らは10月下旬に庁内会議を開く予定であると聞いており、県はこの庁内会議の状況等を踏まえたうえで、引き続き[]対し指導を行っていく。 企業内での人権啓発については、[]の26年度人権教育・啓発実施計画において、企業も対象にした同和問題に関する啓発としては、「人権講座と映画の会」や「[]人権教育指導者研修会」を開催することとしている。 また、来年3月に開催予定の、ハローワーク[]で開催する管内企業の公正採用選考人権啓発推進員向けの講習会において、[]員から差別発言事案の説明と、県人権センター相談員の同和問題についての講演を行うことができるようハローワーク[]協議中である。

四

答

2 [redacted]における差別事件について

(地域福祉課、義務教育課、高校教育課)

① [] の差別発言事件は、今日
まで [] 人権教育・啓発等施策が
ほとんど取り組まれてこなかった
結果である。今後、[] この問題
解決に向けて取り組む課題は多岐
にわたる。県は[] 強い指導性を
発揮し、市と連携を強め取り組む
べきである。

- ・学校での人権教育の充実
- ・**国で人権啓発推進体制の確立**
- ・企業内での人権啓発の推進

〇〇〇は、人権教育全体計画、人権教育年間指導計画に基づき、例えば12月の人権週間の一斉道徳授業の他に、学習指導要領を補完する〇〇〇を独自に作成し、社会科や道徳の時間に〇〇〇」をテーマに、〇〇〇について学習するとともに、児童生徒自らが「いじめ0宣言」集会を開き差別や偏見を許さない活動を行う等、人権教育の充実に努めている。

〇 市内の人権施策推進体制については十分でないことから、県はこれまで、県の人権施策推進本部を具体例として示し、〇における人権施策推進体制の整備等について指導を行ってきた。〇らは１０月下旬に市内会議を開く予定であると聞いており、県はこの市内会議の状況等を踏まえたうえで、引き続き〇に対し指導を行っていく。

企業内での人権啓発については、〇〇の26年度人権教育・啓発実施計画において、企業も対象にした同和問題に関する啓発としては、「人権講座と映画の会」や〇〇人権教育指導者研修会」を開催することとしている。

また、来年３月に開催予定の、ハローワーク〇〇〇〇開催する管内企業の公正採用選考人権啓発推進員向けの講習会において、〇〇〇〇員から差別発言事案の説明と、県人権センター相談員の同和問題についての講演を行うことができるようハローワーク〇〇〇〇協議中である。

要 求 事 項	回 答
2 [] おける差別事件について ②差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目途が見える方針を示されたい。 (背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取組みが必要と考える。)	(地域福祉課) []における差別発言事案(平成20年12月発生)については、本県において、今なお同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていないことを示している。県は[]と連携して、[]において「人権啓発講演と映画の会」、「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」を継続的に開催し、同和問題についての正しい理解と認識が県民に深まるようにしている。 昨年の懇談会以降、県は[]に対して、平成26年度において、同和問題に関する取組みを充実するよう指導し、[]同和問題をテーマとした「人権講座と映画の会」の実施を新たに計画に盛り込んだ。 今年1月27日には、部落解放同盟福井県連合会、[] 県との間で差別発言事案の確認会を実施し、その内容を具体的に踏まえた取組みが必要であるとの共通認識を持った。 また、8月19日にも同様に三者で意見交換会を行い、[]が次のことを実施することを確認している。 ・従来の「[] 権教育指導者研修会」に加え、「人権講座と映画の会」を実施する等、[] 企業向けの情報提供機会を追加 ・庁内の人権施策推進体制を整備 ・[] 向けの研修会を実施 ・全公民館、出先機関等に同和問題等人権に関するパンフレットを設置 県は今後も、8月19日の確認事項の進捗状況について随時確認を行っていく。併せて、上記項目以外に必要な取組みについても[]と協議し、指導していく。

要 求 事 項	回 答
2 〇〇における差別事件について ③福井県及び〇〇の取組みの経過を明らかにされたい。(H25 年度年間実施報告 H26 年度年間計画)	(地域福祉課) 県および〇〇の平成25年度人権教育・啓発実績報告書、平成26年度人権教育・啓発実施計画書を別添のとおり提出する。 県は昨年度、〇〇との共催により〇〇、同和問題を取り上げた「人権啓発講演と映画の会」(平成25年9月11日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成26年3月17日)を開催した。 今年度についても、同和問題を取り入れた内容で「人権啓発講演と映画の会」を平成26年9月11日に実施した。「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」も平成27年3月に実施する予定である。(いずれも〇〇) また、〇〇は昨年度、同和問題をテーマにした「生涯学習センター職員人権研修会」(平成25年10月25日)および〇〇人権教育指導者研修会」(平成25年11月28日)を実施した。 今年度においては、従来の〇〇人権教育指導者研修会」に加え、「人権講座と映画の会」(2回開催)を新たに計画し、9月18日に「人権講座と映画の会」の第1回目を実施した。 提出資料3-1 「平成25年度 福井県人権教育・啓発実績報告書」 「平成26年度 福井県人権教育・啓発実施計画書」 提出資料3-2 「平成25年度 〇〇教育・啓発実績報告書」 「平成26年度 〇〇教育・啓発実施計画書」

要 求 事 項	回 答
3 公正採用問題について ①平成21・22・23・24・25年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行う違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。 ②企業内における人権啓発・指導の一層の強化を図るため、公正採用選考人権啓発推進員制度が設けられている。福井労働局管内は以前から30人以上の企業を対象にすることになっていた。この取り決めを守られたい。 ③県内で公正採用選考人権啓発推進員を置いている企業数を明らかにされたい。	(労働政策課) 平成21年度は131件、22年度は158件、23年度は138件、24年度は106件、25年度は108件の不適切事案があった。 県では、企業向け啓発用のリーフレットを作成し、合同企業説明会や人権教育指導者研修会等において、事業所の人事担当者に配布。公正な採用選考の実施を要請している。 また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象があった企業への指導・啓発を依頼している。 労働局では、関係ハローワークが違反事業所を戸別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について重点的に改善指導を行っている。 福井労働局によると、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という。)は県内の対象事業所の84.2%が選任している。推進員は、公正な採用選考や労働局およびハローワークとの連携を主な活動内容にしている。 厚生労働省の「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」では従業員の数が100人以上である事業所」および「従業員の数が100人未満であって、就職差別事件又はこれに類する事案を惹起した事業所」を推進員を設置する事業所として選定している。 福井労働局は、独自に、従業員の数が30人以上の事業所を対象に推進員を設置するよう指導している。 福井労働局管内で公正採用選考人権啓発推進員を設置しているのは、福井労働局の調べによると、1,485事業所である。 (高校教育課) これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを公正採用関係機関連絡会議に提出する。これにより、不適切な事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	25年度		24年度		23年度		22年度		21年度	
	割合		割合		割合		割合		割合	
受験報告書の総数	2,331		2,350		2,055		2,254		1,911	
該当する受験報告書の件数	108	4.6%	108	4.5%	138	6.7%	158	7.0%	131	6.9%
不適切な項目の延べ合計数	169		188		196		224		193	
統一応募用紙以外	0		0		0		0		0	
提出書類	0		0		3		1		0	
①戸籍謄(抄)本	0		0		0		0		0	
②住民票	0		0		0		1		0	
③健康診断書	0		0		3		0		0	
④その他	0		0		0		0		0	
不適切な質問	168		188		193		224		192	
①本籍、出生地	6	3.6%	3	1.6%	5	2.6%	6	2.7%	2	1.0%
②家族の状況	91	54.2%	91	48.4%	118	60.1%	158	70.5%	131	68.2%
③住宅状況	4	2.4%	10	5.3%	4	2.1%	1	0.4%	2	1.0%
④生活環境、家庭環境	6	3.6%	13	6.9%	6	3.1%	3	1.3%	4	2.1%
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	8	4.8%	4	2.1%	5	2.6%	7	3.1%	5	2.6%
⑥性別で区別した質問	3	1.8%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.5%
⑦人生観・生活信条	3	1.8%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	4	2.1%
⑧尊敬する人物	9	5.4%	13	6.9%	13	6.7%	12	5.4%	5	2.6%
⑨思想	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	7	4.2%	4	2.1%	1	0.5%	3	1.3%	5	2.6%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
⑫短所、喫煙、交友関係	29	17.3%	49	26.1%	42	21.8%	33	14.7%	32	16.7%
作文の題名	1		0		0		1		1	
管内別の延べ件数										
福井管内	94	55.6%	86	45.7%	97	50.3%	99	44.2%	83	43.2%
武生管内	28	16.6%	42	22.3%	41	21.2%	44	19.8%	39	20.3%
大野管内	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%	0	0.0%
三国管内	15	8.9%	9	4.8%	16	8.3%	19	8.5%	6	3.1%
敦賀管内	17	10.1%	27	14.4%	23	11.9%	36	16.1%	38	19.8%
小浜管内	0	0.0%	6	3.2%	13	6.7%	13	5.8%	8	4.2%
県内計	155	91.7%	170	90.4%	190	98.4%	215	96.0%	174	90.6%
県外	14	8.3%	18	9.6%	3	1.6%	9	4.0%	18	9.4%
合計	169		188		193		224		192	

2 事業所数

	25年度		24年度		23年度		22年度		21年度	
	割合		割合		割合		割合		割合	
受験事業所の総数	788		760		712		732		647	
該当する事業所数	79	10.1%	71	9.3%	99	13.9%	108	14.5%	81	12.5%
不適切な項目を有する延べ事業所数	134		137		151		166		130	
統一応募用紙以外	0		0		0		0		0	
提出書類	0		0		2		1		0	
①戸籍謄(抄)本	0		0		0		0		0	
②住民票	0		0		0		1		0	
③健康診断書	0		0		2		0		0	
④その他	0		0		0		0		0	
不適切な質問	133		137		149		164		129	
①本籍、出生地	5	3.8%	3	2.2%	5	3.4%	6	3.7%	2	1.6%
②家族の状況	67	50.4%	61	44.5%	85	57.0%	109	66.5%	81	62.8%
③住宅状況	4	3.0%	9	6.6%	3	2.0%	1	0.6%	2	1.6%
④生活環境、家庭環境	6	4.5%	12	8.8%	6	4.0%	3	1.8%	4	3.1%
⑤購読新聞、雑誌、愛読書	7	5.3%	4	2.9%	4	2.7%	7	4.3%	5	3.9%
⑥性別で区別した質問	3	2.3%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%
⑦人生観・生活信条	3	2.3%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	4	3.1%
⑧尊敬する人物	9	6.8%	9	6.6%	9	6.0%	7	4.3%	3	2.3%
⑨思想	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	3	2.3%	3	2.2%	1	0.7%	1	0.6%	1	0.8%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
⑫短所、喫煙、交友関係	24	18.0%	35	25.5%	35	23.5%	29	17.7%	25	19.4%
作文の題名	1		0		0		1		1	
管内別事業所数										
福井管内	42	53.2%	33	46.5%	46	46.5%	46	43.4%	40	49.4%
武生管内	13	16.5%	17	23.9%	27	27.3%	15	14.2%	13	16.0%
大野管内	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.8%	0	0.0%
三国管内	8	10.1%	5	7.0%	8	8.1%	10	9.4%	3	3.7%
敦賀管内	7	8.9%	8	11.3%	10	10.1%	17	16.0%	13	16.0%
小浜管内	0	0.0%	3	4.2%	6	6.1%	8	7.5%	5	6.2%
県内計	71	89.9%	66	93.0%	97	98.0%	99	93.4%	74	91.4%
県外	8	10.1%	5	7.0%	2	2.0%	7	6.6%	7	8.6%
合計	79		71		99		108		81	

②家族の状況の内訳

内訳	25年度		24年度		23年度		22年度		21年度	
	割合		割合		割合		割合		割合	
1 家族構成	35	28.7%	37	32.7%	48	35.0%	98	50.0%	58	36.3%
2 家族の職業	77	63.1%	66	58.4%	78	55.5%	86	43.9%	80	50.3%
3 家族の年齢	7	5.7%	7	6.2%	4	2.9%	9	4.6%	5	3.1%
4 家族の健康状況	2	1.6%	3	2.7%	7	5.1%	1	0.5%	6	3.8%
5 家族の学歴	1	0.8%	0	0.0%	2	1.5%	2	1.0%	1	0.6%
計	122		113		137		196		160	

要 求 事 項	回 答
4 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施は全国的に広がっている。福井県内自治体も積極的に取り組まれるよう県は指導されたい。	(市町振興課) 人権尊重の観点からの住民票の写し等の取扱いの重要性については十分認識している。 住民票の写し等の交付制度においては、平成20年施行の法改正により、交付請求で ける場合が限定されるとともに、なりすまし等を防止するため、住民票の写し等を交付 する際の本人確認も厳格化される等、個人情報保護に十分留意した新たな制度となった ものであり、市町においては、本制度の適正な運用が求められている。 本人通知制度については、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による人権 侵害を防止する上で有効であると考えている。 その一方で、市町からは、この制度の課題として、事務負担の増加やシステム改修等 の費用面の問題のほか、弁護士など第三者の正当な権利行使の妨害につながるおそれ があるといった意見もいただいている。 このため、本来であれば、国においてこうした課題をクリアにした上で、制度の法制 化など必要な措置を講じるべきと考えるが、現時点では何も措置されていないため、本 人通知制度の実施については、最終的には各市町の裁量によるものと言わざるを得ない。 県としては、福井地方法務局戸籍課と協力し、平成26年7月に市町の住民担当課長 が集まる戸籍住民基本台帳事務協議会において、本人通知制度の意義および他自治体の 運用事例について情報提供を行ったところであり、今後とも法務局と連携し、市町に対 して適宜必要な助言を行っていく。

要 求 事 項	回 答
5 人権意識調査の実施について 県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。 ・人権意識にかぎる単独の調査を早い時期に実施されたい。 ・調査内容、方法については調査についての専門的な研究業者に委託することも検討されたい。	(地域福祉課) 人権意識調査については、過去、平成13年度および20年度に実施しており、前回の調査から7年経っていることから、平成27年度中に実施したいと考えている。 調査に当たっては、「県政マーケティング調査」事業を利用する予定である。同事業は全庁的に実施希望を募集するため、事業費が予算枠を超える場合も想定されるが、平成27年度に採択されるよう努める。 なお、平成20年度に実施した人権意識調査については、平成16年度から全庁的に実施していた「県政マーケティング調査」事業を利用したものであり、電話帳から無作為に抽出した2000世帯に調査票を郵送する方法で実施したことから、性別や年齢層に偏りが見られるが、平成22年度以降は、住民基本台帳から市町別、性別、年齢別の人口比率に基づいて調査対象者を抽出する階層別無作為抽出に変更しており、調査方法は改善されている。

要 求 事 項	回 答
6 [redacted]の開発事業について [redacted]側の [redacted] [redacted]はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]の [redacted]については、[redacted]から近く [redacted] [redacted]で交通安全上問題があることから、18年から関係者協議を開始し、19年度から事業に着手した。 [redacted]については21年に解決しており、また、[redacted]より要望のあった周辺施設の整備についても概ね了解を得ている。 [redacted]であることから、23年9月より関係する [redacted] [redacted]と協議を進めているが、[redacted]について未だ協議が整っていない状況にある。 このような中、[redacted]との協議・調整は少しずつ進展しており、できるだけ早く合意を得て、事業が進めていけるよう努めていきたい。 【今後の予定】 ■ [redacted]について ○ [redacted] (H27 取得予定) ○ [redacted] [redacted]に、[redacted]も協議領域にあり、補償額を算定し、交渉を進める。(H26 調査 H27 予定) ■ 関係法令の手続きについて ○ [redacted] (H27 調査、H27 申請予定) ○ [redacted] (H27 予定)

要 求 事 項	回 答
7 [REDACTED] [REDACTED]の早期着工について [REDACTED] [REDACTED]改良計画はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [REDACTED]については、[REDACTED]なため視認性が悪く、また、[REDACTED]に入る右折レーンが無いなど交通安全上問題があると考えている。 [REDACTED]国土交通省が管理しているため、現在、国との交差点計画協議を進めている。国との協議を終えた後、事業化に向けた手続きを進めていく。

要 求 事 項	回 答
8 [REDACTED] 及び [REDACTED] について 冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。	(土木部、嶺南振興局) [REDACTED] の抑制、[REDACTED] など を効果的に行うため、それぞれの管理主体が連携・協力し、[REDACTED] 行う 等の対策を実施してきた。 今年度は、[REDACTED] など、原因究明のための詳細な調査を実施し、その結果を踏まえ必要な対策を検討する。

平成26年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成26年10月14日(火) 13時～16時10分

場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会) [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 他

(中央本部) [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]

([redacted]連合会) [redacted]

([redacted]連合会) [redacted]

(県) 山内健康福祉部長 他

(司会: [redacted])

みなさん、こんにちは。バスの到着が遅れまして申し訳ございません。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

平成26年度部落解放同盟と福井県の懇談会を始めます。司会を担当させていただきます、[redacted]といいます。不慣れなものですからうまく進行が出来ないかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、部落解放同盟[redacted]代表から挨拶をお願いします。

[redacted]
開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。山内部長はじめ県の方々には、一昨日からの台風で心配はしましたけれども、何となく過ぎていったかなと思います。そうは言っても台風が来たんですから、県でも仕事がある中をご出席いただいてありがとうございます。

また中央本部からは、[redacted]さん、そして[redacted]さんに各県連からお越しいただきました。本当は、中央委員会がある中で、無理にお願いして来ていただきました。一つよろしくお願いします。

今日は懇談会という形になっています。これは、県の方から名前を付けてこられたと思うんですが、私たちからすれば、福井県の差別行政を糾弾するというのが本当の意味をもつわけですね。そういう意味で、差別行政という中で、今日の色んな差別が生じてきているということからすれば、今日はお互いに真摯な姿勢で問題解決に臨んでいくということをお願いして、開会の挨拶とします。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、福井県側としたしまして、山内和芳健康福祉部長さんよろしく申し上げます。

(山内 健康福祉部長)

皆様、ご苦勞様でございます。福井県健康福祉部長の山内と申します。県の出席者を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から、[REDACTED]様をはじめ多くの会員の皆様にご出席いただきありがとうございます。

また、先ほど[REDACTED]先生のお話にもありました台風19号の影響もあって天候も心配される中、中央本部からもご出席いただき、本当にありがとうございます。

同和問題は我が国固有の人権問題であり、憲法で保障する基本的人権の侵害にかかわる重大な課題であると認識し、昭和44年の同和対策事業特別措置法の財政措置が終了する平成14年まで、様々な改善事業を行ってまいりました。

また、平成12年に国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けまして、平成15年に「福井県人権尊重の社会づくり条例」を制定させていただきました。市町、関係団体、民間企業等との連携によりまして、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を行っているところでございます。

具体的には、「人権教育指導者研修会」あるいは「講演と映画の会」などの啓発事業の展開、また、県民参加の「人権啓発フェスティバル」等のイベントの実施により推進を図っているところでございます。

しかしながら、[REDACTED]での差別発言事象が発生しておりまして、いまだに社会に潜む差別意識といったものが、まだ解消されていない現状であると我々も認識しているところでございます。

本日の懇談会では、それぞれの議題につきまして、各所属からご回答させていただきますので、よろしくお願いいたしますし、ぜひ本日の懇談が実り多きものになることを祈念いたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、部落解放同盟中央本部から来ておられます[REDACTED]よりご挨拶をお願いいたします。

[REDACTED]
今ご紹介を受けました、[REDACTED]でございます。今日は、台風の後ということもありますが、たくさんの方にご出席いただきましてありがとうございます。また、高浜の地域住民の皆さんも遠いところご苦勞様です。

2002年に法律が切れたということですが、これは部落問題を解決する手法が変化したという意味合いではないかと思うんですね。しかし、なかなかそうは捉えられなく

てですね、サボタージュされていまして、法が終わって部落問題も終わったという風潮が強く、特に北陸地域に残っているのではないかという印象を持っています。

そして、今、部長さんも[]問題を挙げられていましたけれども、全国的に様々な差別事象が起きています。一つは、今日のテーマにもなっているんですが、個人情報が出流する。これは、流出と言ったって自然に流出しているのではなく、いわゆる売り買いされているということなんですね、個人情報。その先に何があるかというと、身元調査に突き当たっていくわけです。

もう一つ大変なことが起きていまして、それは土地差別という差別事件です。不動産業界とか、多くの住民が同和地区の物件に対して様々な評価とか意見とか述べているわけですが、要するに一般市民の中にある「同和地区は嫌だ」「買いたくない」という忌避感情という風に我々表現しているんですが、そういう背景として不動産業界で差別事象が起きています。

この土地差別の問題と個人情報の問題を突き詰めていくと、まさに部落差別の極めて特徴的な部分に突き当たるわけです。それは何かというと、部落差別というのが他の差別と決定的に違うのは、一つは土地・地域に対する差別があるということ。そして、その住民に対する差別があるんだということ。しかもそれは、長い時間の経緯の中でも変わらずその状況にあります。しかも今日の中で、未だに個人情報が出流して身元調査に使われているという事実、さらに同和地区だからといって忌避される事実、そういうのを考えると、残念ながら部落差別という差別が歴然と今も残っているという風に考えるを得ないわけです。

そういう意味で、行政の果たしていく役割は非常に大きいと私は思います。行政というのは何をするのかというと、県民市民一人ひとりに対し、具体的に人権を保障していく、保障する方法は様々かと思いますが、それぞれの県民市民が自らの人権がしっかり保障されて、安全安心に生活を送っていける、そういう状況を作っていくのが行政の仕事やと思うんです。

我々の方から具体的なテーマを出していると思いますが、この中の多くは、毎年のように議論しているテーマもあります。そういう意味で、行政本来の役割を踏まえていただいてですね、今日の会が実りあったなというように散会できることを心から願って、一言挨拶とします。最後までよろしくお願いします。

○自己紹介 団体：[]
県：県連提出名簿登載者（管理職）前2列のみ

()

要求項目読み上げ（1～8）

(1①・②・③・2①・②・③・5 向出地域福祉課長、3①②③平林労働政策課長、
1④・3 国久教育庁企画幹、4 池田市町振興課長、6～8 杉原小浜土木事務所長)
回答読み上げ(1～8) (座って説明)

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

1 ①市町 2014 年度人権施策推進計画に基づく実施具体内容と、県の現状評価および
今後の指導 【地域福祉課、生涯学習・文化財課】

(司会)

それでは質疑応答に入りたいと思います。福井県の回答につきまして、同盟側から質疑をお願いします。

県の指導によって、4市町から8市町が何とか同和問題を入れていくことになったというのはまあ評価します。ざっと資料の中を見ていくと、同和問題と言いながら、本当にこれは同和問題なのかと疑わしい項目もありますから、そのところを曖昧にしないで、きちんと同和問題なり部落問題を議論するという風にしていかないと、表面上だけ同和問題とすればいいということではない。資料を見ていくと、そのへんがまだ不十分でないかと思う。そこをしっかりと各市町に、焦点を合わせた中身にしてほしいということを指導してもらえんかな。これは課長さん、どうやの。

(向出 地域福祉課長)

からお話があったとおりでございます。同和問題をきちんと理解するためにも、やり方や中身につきましても、先生のお言葉をお借りすると、同和問題と書いてあればいいということとは思っておりませんので、先ほどご説明いたしましたように、私どもの職員を各市町に派遣いたしまして、指導を行ってまいりたいと考えております。

見ても、男女共同参画は主体的に取り組んでいるというのは分かる。これは、よくやっているなとは思いますが、同和問題になるとどうなっているのかと。それはやっぱり、同和問題を忌避している、避けているということがまだまだ根強い。だから、県の方からそういう同和問題なり部落問題なりの講演会や話し合いをやね、やっていくよう指導していかんと、表面の言葉だけでは何の意味もならんと。こう思うわけや。

よろしいか。まず、福井県の人権教育・啓発推進法に基づく推進計画というものをお持ちなんやね。その、人権教育・啓発推進法という法律の中に、いわゆる部落問題の解決ということが明記されているんやけども、そのへんの認識があるのかないのか。法律に基づいて仕事をやってもらわないかん訳ですから。単に我々が今こうやって話させてもらってるのは、部落差別が現存していて、挨拶にもあった日本固有のこの差別を解決していくことの中で、私どもも村の人たちも集まって、県の人も集まってやっとなるわけです。よろしいですか。そこに、まず国の法律の中にきちっと位置付けられていますね。このへんのくだりは、ちゃんと理解してはりますか。

(上城戸 人権室長)

おっしゃるとおり、法律の第5条に、地方公共団体の責務として、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有する」と明記されています。

責務が明記されているでしょ。同和問題・部落問題に取り組まなあかんというのは、どこに書いてあるんですか。

(向出 地域福祉課長)

法の目的の中に、社会的身分とか門地とか人種云々という表記がございます。法律は人権全体ですけれども、そういう例示の中で同和問題が取り上げられていると思います。

そうですね。そこにきちっと、社会的身分、門地と部落差別がしっかり含まれているという認識が必要ですね。法律に明記されていると。

県の推進計画というか、その中には同和問題はどのような風に表記されてるんですか。

(向出 地域福祉課長)

基本方針の中でのお話ですね。

そうそう。基本方針があって、推進計画なりが出てくるんやから。県の人権教育・啓発推進計画の中に、きちっとそれが位置付けられてるんかと聞いてるんです。

(向出 地域福祉課長)

ご説明いたします。

県の人権施策基本方針ということで、毎年見直しをかけて策定しております。同和問

題につきましては、本文を読むと長くなりますが、これまでの歴史とか国でいう同和問題の特別措置法により色々やってきましたということを書いております。

同和問題は、やはり現在も現実存在している重大な社会問題であると位置付けをしております。そういう意味で、そういう認識を持ち、自分自身の課題として差別解消に向けた取組みが必要ということを書いております。

方向性といったしましては、同和問題に関する差別のない社会の実現のためには、人権教育および啓発を効果的に進めることが重要であるという記載をしております。

()

県は、そうやってしっかり位置付けてくれてはるわけやね。で、問題は、今の話やと8つまではあると。全部の市町で人権推進計画は作られてるんやね。

(上城戸 人権室長)

全部の市町で作っております。

()

作られてるんやね。その中で、きちっと位置付けられてるのが8つなの。ちゃんと説明して。

(向出 地域福祉課長)

そのあたりきちんと説明しますと、私が先ほどご回答したのは、本年度の事業計画におきまして、市町が県の研修会に参加するとかではなくて、市町が自ら研修会を実施するというのが8つというご回答をさせていただきました。今、お問い合わせのありました、各市町が立てている推進計画・基本方針の中で、同和問題がどう位置付けられているのかというお問い合わせだと思います。

そのあたりにつきましては、若干中身や書き方は違いますが、県と同じく同和問題を項目立てと言いますか、同和問題はこういう問題で解決に向けてこういう風に取り組んでいきますという記載のある市町が6市町でございます。それと、項目立てはしていませんけれども、女性問題等との並びで書いてあるのが8市町でございます。残りの3市町につきましては、そういう記載がございません。こういう現状でございます。

()

それで推進計画は作られてるわけでしょ。要は、同和問題は日本固有の差別問題やとか、色々言うていただいているわけやけれども、これは市町が作るもんやから市町の裁量やとかいうことになるのかもわからんけれども、法的な流れから言うとしっかり国の法律に基づいて県の基本方針が作られ、市町の推進計画が作られると。それが基本にな

るんですよ。その基本のところに位置付けられてへんということになったらね、我々が同和問題でこういう差別があるから取り組みなさいと言っても、できないです。こう思うんですけど、どう思います。

(向出 地域福祉課長)

市町の人権施策推進計画は、先ほどご説明しました現状でございまして、昨年9月には、各市町に対しまして、推進計画の見直しをするよう要請しましたが、今日現在で変わっていないというのが現状でございます。

それで、我々といたしましても・・・。

それ、どこの市町。名前、3つ挙げてください。

(向出 地域福祉課長)

(記載が) 無いのは、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の3つでございます。

これにつきましては、私どもとしまして、人権推進計画の中で同和問題の位置付けというのをきちんとすべきだと考えております。昨年9月に文書で要請しました以降も、各市町に個別に伺って、県の基本方針を示しまして、このとおり書けとは言いませんけれども、こういう項目立てできちっと明示していただきたいという指導をしております。これにつきましても、現状がこうでございますので、今後とも引き続き市町に出向いてそのあたりをプッシュすると言いますか、指導したいと考えております。

そこらあたりが市町に課題があるということやね。もうちょっと突っ込んで聞きたいのはね、何でそうなったのと。要するに、同和対策の取組みを国の法律に基づいてもう長いことやってきたわけです。部落差別の問題というのは、日本の人権問題の非常に大きな柱であると位置づけられて取り組まれてきたわけやけれども、法律が切れた後、もう終わったんやと、もう済んだんやという認識なんですか。ここの3市町は。

(向出 地域福祉課長)

そこまでは聞き取っておりません。

([REDACTED])

分からないんですね。ニュアンスとしては、どんな感じなん。

(向出 地域福祉課長)

ニュアンスとすると、少なくとも私ども担当課長にお会いしておりますけれども、問題意識は持っているという状況でございます。ですから、どういう形でそれを修正するとか、形を変えと言いますか、それらはもうちょっと市町と協議していきましますし、そのときにどういう構成と言いますか、項目立てしていくのか相談していききたいなと思っております。

ちょっと言葉は悪いですがけれども、先ほどの[REDACTED]のお言葉にもありましたように、ただ書くだけではあかんと思ってます。推進計画をきちっと作って、それに基づいて各年度の事業を行っていくということが大事だと思っております。

[REDACTED]
私はね、まず書いてもらわな困るんです。書くだけじゃだめなんじゃなくて、書かなきゃだめなんです。書いてもらわなあかんのです。そっから出発するんですよ。みなさんの行政というのは、法律に基づいてお仕事されてるわけですから、いわゆる市の基本計画の中にそういう位置付けがなかったら、具体的にこんなことしなさいって言ったって、基本的な考え方に同和問題が抜け落ちてたらね、何も進まないんですよ。

だから、まずしっかり書いてもらわんと。だから、私ども部落の人間が、まだ差別があるんやと何やら言や言うてるというんじゃないくて、今の日本の社会の中で生起している社会問題として、しっかり市町が認識をして取り組むんだという姿勢を見せてもらわなかったらね、こんな問題前進するわけないんですよ。

だから、書いてもらわんどあかんのです。基本計画の中にしっかり入れてへんかったら、次の具体的な予算は取れないし事業もできないんですよ。さっきから言うてる、これから出てくる具体的事業を組むことが出来ないんです。

だから、そういうものが3つの市町に無いんであれば、きちっと書いてもらおうという指導を、県が積極的に働きかけてもらおうと、このへんしっかりお願いしたいんです。

それにね、我々も言うてるだけでなく、何でしたら3つの市町に寄せてもろて、こんな懇談会してもいいんですよ。我々も福井全体の問題として、3つの市町の中で人権教育・啓発をどう推進するんだという風に、皆さんだけに任せるのと違って、我々も汗かきますという風に思ってますんで、よろしく。

(向出 地域福祉課長)

繰り返しになりますけれども、書いていないということはよろしくないと思っておりますので、記載するということで、中身についてはどういう形になるかは分かりませんが、取り組んでいきたいと思っております。

[REDACTED]
あわせて今の問題ですがけれども、推進計画に同和問題の位置付けがある市町が6つ、

併記されているのが8つ、今回の26年度の計画で4市町が指導することで8つになったと書いてありますね。その内容について、どの市町か後ほどペーパーでいただくことはできませんか。

(向出 地域福祉課長)

それは構いません。ご質問があったのは、各市町の推進計画で項目立てした市町がこう、併記してある8つがこう、書いていないのが■■■■・■■■■・■■■■ですよ。そして、今年度当初の事業計画で、市町が主体となった同和問題の教育・啓発をするのがことここで、指導した結果プラスことここ。そういう資料でよろしいですか。分かりました。

これはどちらにお届けすれば、■■■■のところです。分かりました。

■■■■
ちょっとよろしいですか。

今の、人権教育・啓発の推進法に基づいて徹底させていくために、小中学校に計画を提出させるようにしたということなんですけれども、僕は20年ほど前は学校に勤めておった関係で、ここにおけるのは各課教育委員会も上層部の方なんでしょうけど、その方の言われたこと、直接言われてないかもしれませんが、実施していくのにやらんというところがあるというのは、どこに問題があるかというのを考えてもらわんと。8つの市町がまだ提出もしとらんということなんです。

(向出 地域福祉課長)

先程の私のお答えの中で、学校現場というお言葉がございましたけれども、どちらかというと市町長部局でございまして、市町全体で市町が主体となって行う人権教育・啓発の実施状況ということでございます。

■■■■
そこらはそれでいいと思うんですけども、ここに集まっておられる方が命令したら、隅々まで行き渡るもんやと考えとるんです。ぼくが学校におるときはそうやったんです。教育長や企画幹というのは殿上人で、なかなかお目にもかからんけども、言われたことは忠実に守ってきた。なめられとるんかなというくらい思うんです。

いじめられて子どもが亡くなったとかいうと、一番表に立たんならんのは校長、次は審議官。その方が一生懸命部下に指導されたら、こんないい加減なデータが戻ってくるということはないと思うんですけどもね。一生懸命やられとると思うけども、それやったらなめられとるということになりませんか。

(国久 教育長企画幹)

先程向出課長が申し上げたのは市町のことであって、学校については嶺北中心に提出いたしましたけれども、二百数十校の年間指導計画の中には書き込んでございます。

([REDACTED])

いやいや、僕は学校のことを聞いたんですけど、違うことを聞いたということですか。

(向出 地域福祉課長)

国久企画幹からご説明があったとおりでございますけれども、私が説明いたしましたのは、毎年度の市町から提出いただく、人権教育・啓発の実施計画書についてでございます。学校の子どもさん・生徒さんに特化したことでなくて、どちらかという職員や市民や企業関係に関する教育・啓発についての説明でした。

([REDACTED])

同じことと違いますか。子どもに計画を立てて教えていくいうのと、市町のやつは啓発でしょ。教育いうのは学校で。市町も一週間に一回とか計画を立てて、指導される場合もあるやろうけど、ちょっとこんがらがって分かりませんが、市町かって上層部が言ったことを守らんいうのはもう一つ悪いと思うんですけども。

(向出 地域福祉課長)

直接的なお答えになるかどうか分かりませんが、同和問題というのは人権問題の大きな柱の一つでございますので、そのものに県内市町がきちんと取り組んでいくように、県はきちんと指導してまいりたいと考えております。

([REDACTED])

時間もあまりないので次に行きますけども、要するに取り組んでいくのは方針に従っていかなあかんで、法律を遵守しとらんいうことや。だから、他の法律は遵守せなあかんという意識は強いけれども、こういう同和問題・人権問題に関する法律を軽視するということがおかしい。これは、やっぱり県がもっと重要なことなんやと、力入れてやりたいんやという姿勢を各市町に見せなあかん。お願いするといふもんじゃなしに、絶対守らないかんという風に指導せなんだら、誰も指導するもんおらん。我々が言たってどうにもならん。そのへんがまだまだ、前進はしとるけども弱いところやと思う。

確かに、去年と今年と、かなり前進しとる部分があるのは評価しますよ。だけど、もう一つ、こういう法律をしっかり守らせていくという基本理念を県が市町にしっかり言わないと。

1 ②各市町からによる人権啓発・教育連絡協議会等の設置推進 【地域福祉課】

■
そしたら、2 ページの方に。今お答えいただいたわけですが、人権教育・啓発連絡協議会というのを27年度中に作っていただけるという関係については、非常にいいんじゃないかという風に思っております。仮称ですけどもね。

この中でですね、先ほど個別に3市町がちゃんと取り組めていない、計画もないというところをですね、しっかり助言というか指導してもらおうということと、当然全体的に引き上げていくという姿勢が県としてリーダーシップ取ってもらおうというのが重要という風に思う。そういう意味で、人権教育・啓発連絡協議会というのを月に1ぺんでも無理かも分かんけども、そういうのを開いていただいて、学習会やったり具体的な取組みの実践交流やったりね、そういう取組みをしっかりとがんばっていただけるという目的意識をもってやっていただくのが重要ではないかという風に思うんですけども、そのへんいかがですか。

(向出 地域福祉課長)

この問題につきましては、昨年度の懇談会でも話題になりまして、いわゆる市町担当職員の教育・意識啓発だけでは足りんというようなご指摘を受けたところでございます。

それで、現状におきます市町の取組みに温度差があるということで、お話ありましたように、引っ張っていくという言い方がいいかどうか分かりませんが、我々も中に入って、そういうような指導を行っていかなあかんのかなというように考えております。市町に参加要請した上でですね、きちんと取り組んでいけるような形で進めていきたいなど。そのための市町に対する要請をしていきたいと、こういう目的でやるんですよと説明し、ご理解していただいた上で入っていただきたいという風に考えております。

■
大体その辺は骨子もできて、時間的に言ったら何月くらいにやるつもりなんですか。

(向出 地域福祉課長)

そこまで具体的に明確なスケジュールは作っておりません。

■
まだこれからやね。

(向出 地域福祉課長)

はい。こちらとも思いはありますけれども、市町も入ってきてもらわないといけないので。そこでどういう風になるか、申し上げられないかなとも思います。

少なくとも、なぜ県がリーダーシップをとってこの取組みをやるのかという目的は固まってないかんわね。それが一つと、具体的に市町のどのメンバーをするのか。人権担当の課長でやるのか、部長なのか寄せてこういう学習会をするのか。このへんのしっかりした考え方をもって寄ってかなあかんと思うんですね。

当然、組み立てていこうと思ったら、福井県の人権教育・啓発推進会議というのがやられてると思うんですけども、例えば副知事の方がトップになって推進体制というのを県の中で作られてるんでしょ。

(上城戸 人権室長)

福井県人権施策推進本部というものがございまして、知事が本部長で本部員が12部局長でございまして。その下に幹事会がございまして、具体的な人権課題を担当する15課、子ども家庭課や障害福祉課などが入ってございまして。その他、本庁ですと課長補佐、出先機関ですと総務課長に当たる方に人権啓発推進員になっていただいて、人権啓発を推進する役割を果たすということで、全ての所属にそういう教育というか情報が行き渡る仕組みを取っております。

そんなら知事がトップで、福井県の人権教育を推進していく体制が確立しているという認識でいたらいいいね。

その中で、今新たに県の方針として、全ての市町を巻き込んだ連絡協議会というのを設置していると。その連絡協議会を旗振りするのが県の誰なんやと、はっきりそこを明確にしながら組み立てていく必要があるんじゃないかと思うんです。それは、人権担当の課長さんが一人考えてますというようなものでない。

少なくとも県としての大きな方針として、福井県全体の人権教育・啓発をより推進していくためにこのことが重要なんやと。いわゆる温度差がある、市町によって人権教育・啓発の強いところ・弱いところがあるという実態があるのを解消していくために、連絡協議会は必要なんだということをきちっと整理をして取り組むっていうようにしていかない。

そして、我々としても、来年のいつくらいまでに立ち上げるんやと、去年の話やから。まあ2年かかってええけれども、そういうものをきちっと作っていくことが前進につながると思うんですけども、そのへんの県としての知事先頭の会議の中でどこまで詰まってるの。

(向出 地域福祉課長)

その推進本部の中での議論というのではありませんけれども、現状がこういう市町の温度差がある、取組みがばらばら、市町の推進計画におきます取組みの位置付けが項立てしてあるものもあれば、ないものもあるという状況でございますので、そのあたりのことについても含めて市町もちゃんと取り組んでもらうためにも、連絡会を作っていきたいなという風に考えております。

だから、すごくいいことなんです。けど、今の話やとまだ知事のところまで上がってへんと、今の話聞いてたら。それでは具合悪いんや。県としての方針として取り組んでいく体制を作っていかなあかん。そうせんかったら、課長さんが1人考えてやっていこうという風なんでは、県としての取組みにならないですよ。県の方針としてこういう取組みを推進するんだということを、推進会議の中で揉んでもらって、具体的な計画を作ってやるというようなことをやっていってください。(部長) どうですか。

(山内 健康福祉部長)

今向出が申し上げましたように、これから市町に参加してもらわなあかんということで、市町を回っていくに当たっては、市町は市町なりに、県はどう決めて、県としての思いを言っているのか、うちの部の担当課で言っているのかという話になりますから、そこらへんは市町に参加を要請する際には、これは県としての意思として言いに来たんだという風にせなあかんなと思っております。

県としての意気込みを示さなあかん。これまでの連絡会とか主管会議とかから名前を変えただけでは何の意味にもならん。これ言い出してから何年になると思う。12〜3年はなる。ようやく名前だけは出てきたけれども、中身はこれからやな。これを拠点にして、県下全市町が人権教育・啓発に取り組んでいくという風にもっていかなんたらどうにもならん。それだけのリーダーシップを持った組織にしていかなあかん。そこまでしないと、君たちが言ってきた啓発をやらなあかんけどやりにくいということが解消していける。全県的な組織をきちっと作ったら、君たちの仕事がやりやすくなるんや。

それからもう一つ、これに参加しないという市町があったら、それは法律に違反するというくらいのことにもなる。絶対参加してもらって、県としては部落問題・人権問題を解決していくための組織なんやということをしっかり認識させてもらわなあかんで。そうしていかないと、単なる名前だけ変えたんやな。我々もそういうところを見ながら継続的に話していかならんと思ってる。県が指導するくらいの気持ちでやってもらうと

いうことで、お願いします。

()
我々の中から色々と思いを言ったんですが、とにかくこれから作っていくということで、初年度から一定の水準とか目標とか作ってやっていかんかったら、徐々に中身高めるなんてことは絶対無理やと僕は思う。やっぱり、具体的に連絡協議会作るうえで、具体的な目標とか計画とか方針とかはっきりさせて。それは、2番目のテーマですけども、1番目でも話題になったそれぞれの市町の様々な状況というのをですね、最低限この水準までもっていくんだという明確な意思表示をやった上で、この連絡協議会というのを作っていただきたい。

これ当然、どうするんだという話はあるけど、入らんいうのはそんなこと我々絶対考えてないです。当然全ての市町が参加するであろうと思っておりますので、がんばってくださいよ。

1. ③人権センター2013年度活動内容や相談件数 【地域福祉課】

(司会)

人権センターのことで何かありますか。

()
人権センターの中でちょっと聞きたいんですけども、講師派遣てのは人権センターの方が出て行かれるの。

(上城戸 人権室長)

左様でございます。相談員が2名おりまして、その相談員が講師として出ています。

()
お会いしたこともないし話したこともないから、どの位部落問題の認識があるか分からんけども、部落問題に精通した者を育てていかなあんで、その方がどの程度精通してるか知りたいとこやけどな。そのあたりの研修はどないなってるの。自己研修か。

(上城戸 人権室長)

相談員の研修でしょうか。

()
派遣して研修しとるんやろ。その方の研修はどんな形でやってるの。自分自身で研修

してるの。

(辻 地域福祉課主任)

辻でございます。相談員の研修につきましては、国の人権啓発推進センターの研修会に必須参加させております。あと、室員が逐次新聞記事を持っていきまして、それに関連した人権課題について色々協議しながら勉強しております。

()

それ、福井県で起きた差別事件について色々研修しとるんか。

(辻 地域福祉課主任)

ええ。こちらでまとめたものを、きちんと相談員に教示しておりまして、企業等出向いたときにこういった事例があると、()であった事例も当然含めましてその話をさせていただくようにしております。

()

今度、京都で全国集会あるけど、それに参加してくれるんか。

(辻 地域福祉課主任)

行きます。

()

誰が。相談員か。

(辻 地域福祉課主任)

いえ、相談員は当日相談がありますので、私ら室員が行きます。

()

相談員が来てくれなあかんやんけ。

(辻 地域福祉課主任)

一度調整してみます。

()

相談の中身は。件数は出てるけどどんな中身があるかは作っておりますの。まとめてあるの。

(向出 地域福祉課長)

どんな分野かはまとめてありますけども、中身はちょっとね。例えば、女性問題に関するものが何件、子どもに関するものが何件、高齢者、障害者とか、外国人、そういった分野で何件あったかについてまとめてあります。

(
それまた渡していただけるの。

(向出 地域福祉課長)

数字的なものでよければ。中身は出せませんので、数字的なものについては、どういう形がいいか考えてお出しします。

(
このね、人権センターという組織があることは、福井県民に周知徹底してるんか。せめて福井市内とか。あるかないか知ってる人もおらんのではないか。

(向出 地域福祉課長)

まあ、あるかないか聞いたことはありません。逆に、電話相談とか来所による相談が一定数あることにつきましては、それなりの認知もされてるのかなと思います。当然、他の県の出先機関で相談があったとき、うちの人権センターに関するものであれば、そちらから人権センターをご紹介されることもあります。

(
県の広報誌か何かあるやろ。そういうところにPRしてるん。

(向出 地域福祉課長)

広報誌はともかく、インターネット上のホームページで人権センターの広報をしていますので、検索かけていただければどういう状況か分かるかと思います。

(
こういう組織が作られてるんやから、県民に周知徹底して利用してもらおう。その中で、こういう人権問題なり部落問題をなくす機会が増えていくんやから。

あれ、看板は出てるんか、看板は。

(向出 地域福祉課長)

フロアの案内に人権センターがあることは書いてありますけれども、アオッサの外には看板はございません。

人権センターの中には出てるやろ。

(向出 地域福祉課長)

アオッサの外には出ておりません。中のフロアに、部屋に看板があります。

大事やで。

(上城戸 人権室長)

ちゃんと部屋のところには表示してあります。

ちょっと今聞いていたんやけれども、ホームページでやってますという話やけれども、これどこでも言うんですって。ところがね、一般の県民からしたら、ホームページをどこまで見れるかっていう話もあってね。もう一つは、想定ですよ。しっかりと教育を受けて、自分の立場をちゃんと言えろ人が、相談というか悩み持ってるケースはかなり高い。例えば、高齢者であつたり障害をもっていたり。でもね、ちゃんと教育を受けてこなかった人たちは、かなり色々悩みを持ってるわけよ。その人たちが、人権センターを知ってるかという部分でね、ホームページでやってるからという話でなくて、そういうところをしっかりと方法を考えてほしいと。

この人権センターを見ると、他のところと比べると非常に文章が少ない。分かりますか。内容についても、同和問題についての懇談会でしょ、今日は。ところが、同和問題についてどないなっとるか、これ見てもさっぱり分かんわけです。わざとそういうものを隠しているとか、そういう考えを持ちかねないです。

もっと同和問題の研修会やったら、同和問題のことについて主に取り上げて話し合いをするのが当然やないですか。書いてもないし、福井市20数万の住民の中で、同和問題なんて全然いらんいう意見があるかどうか知りませんが、わざと同和問題について一生懸命やろうとしているのを言論せんとこうとしないで、きちんと示してほしいなと思います。

(向出 地域福祉課長)

すみません。我々も人権センターの昨年度の実績ということで、そのまま載せたわけですが、そういうことであれば、特化した形での記載もあるのかなと思います。

それと、先ほど[REDACTED]から、センターのPR方法としてホームページのことがございましたけれども、当然国が任命した人権擁護委員の方もいらっしゃるし、そこでも相談を受けていますし、そこでの委員さんも当然知っていますし、相談者に対しても人権センターの周知を賜っているのではないかと考えております。

[REDACTED]
しっかりPRして。

1. ④学校(義務・高校)における人権教育の内容(2014年度 年間実施計画)、人権教育の授業実践例、嶺北地域のもの5～6事例【高校教育課、義務教育課】

(司会)

次に、学校教育で④のところへ行かせていただいて休憩に入りたいと思いますので、学校教育についてお願いします。

[REDACTED]
高校での同和教育か。人権教育について聞きたいんですけども、今サンプルとして三国と羽水のが出てきていますな。どれが同和教育になるのかと思う。

(田中 高校教育課長)

資料の33から36ページに書かれています。

高校の中で人権教育と言いますと、主にこのロングホームという時間を使いましてやらせていただいております。道徳の授業というものがございませんので、こういう授業をどうやって作るかというのが難しいところではありますが、ここに出させていただいたものは、同和教育に特化したものが昨年の資料になかったものですから、このものを用意させていただきました。人権教育全般に関するロングホームの計画になります。

[REDACTED]
だから、ロングホームでやな、同和问题・人権問題の議論・学習する時間がどのくらいあるの。

(田中 高校教育課長)

すみません。ロングホームでどのくらいできるかという統計はございませんが、同和

問題というものに関しましては、高校の場合ですと、直接的に学習しますのは地歴の授業が中心になります。

まず、1年生で学習します現代社会の授業、それから政治経済、そして日本史の授業ですね。現代社会の授業では、主に基本的人権の中で、依然として同和問題というものがあるという記述。

それから、先ほど企画幹から話がございましたけれども、水平社の話題も出てまいります。それから、日本史の教科書ですと、歴史の中で直接どういう風になったのかということ学習します。

そして、政治経済は公民科ですけれども、こちらの方でも社会問題として存在していると明記されています。

そうすると、生徒はどっかの授業で同和問題の概略みたいなものはやっとならということやな。しかし、それは知識だけで終わってしまうのであってやな、やっぱり現在日本における部落差別問題というのも議論しないと、歴史だけではやな、実感がわかん。そういうこともやらないと。

だから、ロングホームがどんなものか分からんけども、やっぱり現実の差別について議論するという時間を持たないと、子どもは現実の差別問題が分からん。それを分からなかったら、身の回りにある同和問題なり人権問題に対処のしようがない。そういうことも入れていかないと、高校の人権教育の授業にならないやろ。

そこはどうなんや、そういうことをやった学校はあるの。

(田中 高校教育課長)

正確に全部調べていませんので、また確かめていきます。

確かめるって、そんな無茶苦茶言うたらあかんて。

(田中 高校教育課長)

ちょっと今把握していないということで、申し訳ございません。

高校でどんなことやっとなるか頭入れてくれなんたら、話にならん。

教材作るとかプログラムを組むとか結構大変やと思うけれども、間違ってたらごめん

やで。

例えば、障害の問題であったりタクシーの問題であったり、きわめて具体的に切り込んでテーマにしてるわけよ。そうでしょ。例えば、「人間てどんな形してるの」というところから、障害を考えるのに入っていくと。人間て様々な個性があるっていう話でやっとなんかでも、じゃあ何で部落問題を捉えるときに、何で具体的に入れんないか。そこが問題やと我々思ってるわけ。

例えば、差別の事例をもっと出してって、我々の側が言ってるわけ。何でかと言ったら、抽象的な話になってみたり、綺麗ごとで終わってしまう。部落問題や同和学习してると言いながら、じゃあ何やという実態が子どもたちに全く理解されんし、あかんやろ。障害の問題とか、結構入り込んでるよ、ダイナミックに。何で部落差別の問題は、具体的に取り組めないのっていう疑問があるわけ。結局そうなっていくと、避けてるとしかこっちは見えなくなるわけ。

我々がずっと言うてるのは、差別の現実には学んでいくのが基本やと思ってるわけ。障害者の問題であっても、障害者差別の現実にはしっかり学んでいくっていうことが基本なんや。共同参画の話でも、ただ仲良くしましょじゃなくて、女性が現実を受けてきた差別の歴史とか不利益を被っている状況というのを、中で学ぶわけやんか。

だから、同和学习といったときに、同和地区の人がほんまに現実の社会の中でどんな差別を受けて、どんな苦しみをつかんでいるか。これをやれてるかどうか。そこをしっかりと考えなあかん。だから、やれないとしたら避けてるとしか思えなくなる、我々の側からしたら。綺麗事で、みんな仲良くしましょね、ちゃんちゃんで終わる話になってくるでね。

普通に考えてもらったらいいんやで。障害者やとここまでやってる、ハンセン病もやってる。拉致問題もやってる。でも同和学习はやってませんというのはおかしい話なんですよ。だから、我々の側からしたら、教育現場だけじゃなくて市町の取組みもね、同和問題を取り上げてやってますと言っても、ほんまにやってるかどうかはまるっきり分からん、こちらで聞かな分かんのではそういうことになるわけ。

ただ現実の問題というのをちゃんと意識して理解して教材化して、やってかんかったらあかん。これ、同和問題だけやってえんて言うてるんやで。

(田中 高校教育課長)

人権問題として、同和問題だけやっていないのではなくて、大きく取り上げているというのが学校現場の現実であるというのは間違いないです。先ほど出ました障害者もそうですし、男女差別もそうですし。外国人もそうです。一つずつ取り上げていくべきなんだろうということも考えていかなければいけないと思うんですけども、なかなか教材作りもそうですし、これから真剣に考えていく中にどんなふうに位置付けるかというのが課題かという風に考えております。

反論して悪いけど、極めて他の人権課題については具体的に迫ってる。評価してるんですよ。具体的なテーマを取り上げて取り組んでいる。不満は、部落問題だけそれをしてないっていうこと。考えた方がええ。

私からも。大学生がアンケート調査をある県でやったんです。いわゆる部落問題を知っていますか、学んできましたかという問いかけの中で、知らないと答えた方が非常に多かったという。今、法律が切れてからだいぶ経ちますね。2002年ですから、もう12年は経つわけです。

要するに、先ほど言われているように、人権問題と言われるようになってから、同和問題が何となく消えていく、同和問題を中心にして人権問題に取り組むというような、うちの学校は同和問題を真ん中において人権教育やってますよという風な学校がどんどん少なくなってきたんですね。同和問題を横に置いて、他の取組みは人権教育は一生懸命やってますよとおっしゃるわけです。

だから、部落問題の歴史もしっかり含めて、日本固有の差別の問題がしっかり認識されていない学生さんや若い人たちが増えてきているんです。先般、Y住宅の土地調査差別事件で、我々糾弾会をやったときにそこにいたメンバーが、我々同和問題全然知りません、同和教育を受けてきていませんと言うたんです。ほとんどの人が。関東の会社ですから、関東出身の方が多かったですけども。

要するに、教育が非常に大事やというのはそこなんです。部落差別はいっぱい起こってるけれども、分からない知らないまま大きくなって、成人・社会人になってる。そして、ちゃんと教育を受けてないから、人から言われたことを鵜呑みにして差別の加担をしてしまうという事例が非常に多いんですよ。

まさに福井県全般で考えたときに、部落差別は日本固有の差別で非常に重要やと言いながら、その取組みが軽視されているようなことになっていったら、これ結果、差別に加担する人間を作り出していくことにつながるんです。だから、しっかり正しく部落の歴史や、なぜ部落差別が存在するのか。我々が取り組まなきゃいけない、考えていかなきゃならないということをしっかり教えてもらう教育が重要なんです。

そのときに、小中高校、大学が一貫した人権教育の取組みの中で、部落差別問題をしっかり位置付けてもらえてもらわなかったら、今の状態で何年経っても変わらないですよ。差別はどんどん再生産されていって、部落差別はなくなりっこないですよ。やっぱりね、教育の後退がね、今の社会、ヘイトスピーチやら色々なことが起こってますけども、こんなものを引き起こしていく要因なんですよ。その自覚を皆さん方がしっかり持ってもらえへんかったらいいかん。

高校のロングホームルーム、年に1回ですよん。それも1時間くらいですわ。そんな中でほんまにやれんの。首かしげる部分もありますよ。日本史を取ってる子はしっかり勉強しますわ。深く部落の歴史や、中世の賤民の歴史も勉強します。そやけど、日本史を取らない学生さんは、勉強しないでいくんですよ。大学でしっかり教員免許を取る人は位置付けられているけども、そうでない人は素通りで行くんですよ。そんな世の中や。

そんな高校で、後で出てきます統一応募用紙ね、就職差別の問題についてしっかり授業がやられていなあかんのに、ここに出てきてない。高校の計画書に出てきてないですよ。いわゆる就職差別の問題、これは部落差別、障害者の差別もあるけれども、統一応募用紙に戸籍・本籍地を抜くようになったのか、親の職業を書かなくなったのか、そういうことをちゃんと教えないかんですよ。そして、色んな面接のときに、違反事例が出てきたら、それは違いますっていうことを自覚もたせる高校生を育てないかんですよ。そんな教育が、労働行政とともに、高等学校の教育としてきちんと位置付けられて取り組まれてなきゃあかんですよ。それがこの中に入っていない。

そんなんで、演説みたいになってしもた。終わりますけれども、要はそういうことを一つ一つやらんとあかんということですよ。いかがですか。

(司会)

ありがとうございました。このへんで人権教育・啓発推進法関係で、いくつか追加で提出していただく資料があったと思いますが、そのあたりよろしくお願いします。それでは、まだ重要な[]の差別問題等もあります。この時計でちょうど3時まで休憩とします。3時までにお戻りください。

2 []における差別事件について 【地域福祉課、義務教育課、高校教育課】

(司会)

それでは再開させていただきます。2つ目の[]における差別事件についての質疑からお願いします。

[]
確かに、学校教育の中で[]で分かんけれども、[]
[]も大事やと思う。けども、もうちょっと現実の日本における部落問題とかそういうものを入れていかないと、先ほど出てきた部落問題が人権問題の中心という風にしていかないと、全然部落問題・同和問題のこと分かんという教育では、中身の締まらん教育になるし、子ども自身が部落問題を分かんずじまいになってしまう。[]地区

があるということすら分からなくなってしまう。そういう非現実的な教育になっては困る。同和問題を当然入れた教育をすべきやないか。

10月下旬に庁内会議を開くっていうことを聞いているようやけども、今のところどんな仕組みでやるの。

(上城戸 人権室長)

は、10月の下旬・20日以降にやるということで、メンバーの課の調整がついていないということで日は未定でございますけれども、メンバーについては8月19日に集まったメンバー、具体的には総務課、市民協働課、生涯学習課、地域福祉課、教育政策課といったところを考えているという風に聞いております。

その上の は、どういう会議の仕方で行っているの。

(上城戸 人権室長)

庁内会議において推進体制をどういうふうに行っていくかということで、そういったことも話すということでございます。

まあ聞く限りでは当然話はすると思うけれども、忙しいかもしれんがな、もおるが。そういう人も入れ込んだ中での組織作りにはいかない。部長もやるやないか。課長だけじゃ

(上城戸 人権室長)

あくまでも今度の庁内会議で、まずは課長レベルで話をし、それから上へあげる、全体で話を進めていく考えだということを聞いております。

県自身がひな形を作ったらい。推進本部があるやろ。知事トップにした。

(上城戸 人権室長)

ええ、そういう意味で県の推進本部を具体例として示しまして、はお話をさせていただきます。

さっきわしが前段で言った学校教育の中身、中学校の同和教育をもうちょっと現実的

な問題も入れる教育をしろと言うてくれないか。

(上野 企画幹)

ここに書かせていただいたのは、[REDACTED]追加してやっていることでございまして、あくまでも先ほどから話題になっております、小学6年生ですと歴史の教科書の中で個別の学習もいたしますし、中学2年生の社会の学習の中では、水平社や部落解放の問題を学習します。それから、中学3年生につきましては、公民の分野ですけれども、人権ということについて学習すると。それに追加して、このような形でということでご説明させていただきますいております。当然のことながら、[REDACTED]は全体計画とか行動計画にふさわしいものですし、年間指導計画も充実したものを作っております。

[REDACTED]
中身は分らんけどな、あんたら把握してるの。

(上野 企画幹)

全ての学校のものについては掌握しております。

[REDACTED]
わしらには分らん。なんでかいうと、人権教育・同和教育は[REDACTED]力を入れてやってくとるけども[REDACTED]はそこから外れてるという形になってきとるやないか。だから、かつて中学校とか・・・で先生が言ってたわ。[REDACTED]は全くやらないということも聞いているから、中学校でも同和教育を力入れてやっていくということを作ってくれなあかん。指導せい。

(上野 企画幹)

決して同和问题だけを扱わないとかそういうことでなくて、当然のことながら人権問題の中の重要な柱として同和问题を位置付けておりますので、これは県の立ち位置は全然ぶれておりません。[REDACTED]おなじような形で対応してまいりたいと考えております。

[REDACTED]
5. ページの下の方に、来年3月ハローワーク[REDACTED]の推進員研修やね。[REDACTED]員から差別発言事案の説明と、県人権センター相談員の同和问题についての講演をすると。これはええと思ってるんやけども、この前に職員研修やね。ハローワークの研修でなくて、[REDACTED]自身の研修を組み立てる中にね、こういうことが必要と違うの。[REDACTED]を見たら、基礎知識みたいな抽象的なものが多いんで、いっそのこと[REDACTED]のこれからする職員研修とか啓発の講演会とか、メニューとして[REDACTED]の職員から[REDACTED]の差別発言事案の説

明をするということが大事やと思ってるんで、そういう取組みをまずしっかりと言うた方がいい。

これ見たら、内輪で言わんけどハローワークで言うなんて、そんな。まあ、ハローワークで言うというのは、企業が関わった社員、従業員が行ったということも意識しているんやと思うけども、これやっぱりまず内輪の研修でこういうことをしっかりやった方がいいと違うの。

(向出 地域福祉課長)

ただ今資料の5ページにつきましては、要求事項の3つ目に企業内での人権啓発の推進ということがございましたので、その観点での回答でございます。

それで、次のページですけれども、今年の8月に連合会さんと〇〇県と3者で話し合いの場を持ちまして、その中に〇〇向けの研修会の実施ということも話し合っておりますので、これにつきましてはきちんとするように、我々もいつ頃するのか、どんなことをするのかということを掴んでいきたいと思えます。

だからね、これまでの状況とか計画とかで一般的になってる研修をね、いっそのこと内容を踏まえた職員研修をやろうと、差別事件を位置付けた研修をやろうと、こういう風にしていただきたいと思います。やっぱりやるとなったら、〇〇取り組まんかったらなかなかやれ言うてもね、〇〇自身が差別発言事案について考え方も整理した中で研修やらなあかん。そういう意味ではええと思ってるんやけど。

(向出 地域福祉課長)

具体的に〇〇が考えたことも聞き出して、こちら側の対応を考えていきたいと思えます。

今までやってなきゃいかんのよ。遅いんだよ。

(向出 地域福祉課長)

ご指摘については、否定いたしません。確かに、〇〇職員について一般的行政職員としての知識が大事かなと思っておりますので、〇〇職員に対する研修をやると、8月に同盟さん交えた話し合いの場に出てまいりましたので、差別発言事案が平成20年に起きてから5年以上経ってしまっていますので、そういうことも含めて考えてまいりたいと思えます。

([REDACTED])
[REDACTED] 話したときに [REDACTED] がこの件について一切知らんという風に言い合ったんや。この8月に、それを受けて、いやいや首ひねってるけどもやな、去年はそうやったんやで。あんたらは伝えたつもりかもしれんけど、[REDACTED] 知らん言うたんや。これどないなっとるんやということで、非常に揉めたんです。

要は、[REDACTED] 職員が研修の中でやってもらうということなんやけども、ほんまに分かってるんかと。分かってる人1人か2人が、この人絶対分かってるというようなね。事件の経緯も含めて、何が差別で何が課題で問題なんやというのをきちっと整理して研修せんかったら、おかしくなりますよと私は思うんです。そういう意味で、ここに [REDACTED] さんおらへんから、やる・やらんは [REDACTED] の主体的な問題やからそれはそれでいいんやけれども、少なくとも県としては、こうやって確認された内容についてしっかりやってくださいということなんやけども、その問題がちゃんと整理されてるかどうか、きちっと指導しといてくださいね。確認しといてくださいね。そうしないと、やりました言うけど、やりましたという言葉だけが1人歩きして、何をやったんか分からんのでは具合悪いですから。だから、きちっとそのへん、事件の経緯で何が差別で、何が人権の課題としてあったのか、そしてこの問題はみんなで考えていかないかんというところ、解決していくための取り組みというところまで、きちっと整理したことを [REDACTED] 整理したことを伝えてもらってると思うけれども、ちょっと心配があるんでね、こういう意見言わせてもらいました。

(向出 地域福祉課長)

今のご意見をお聞きしまして、この8月に色々確認したこともございますので、どういう形で中身でやっていくか、研修だけに限らずその他の取組みもございますので、それについては我々もきちんと把握していきたいなと思います。

([REDACTED])
すみません、人権室長さん。先ほど隣の方が首ひねられてたけれども、こっちで言う事件みたいになってるんですよ。その引継ぎのときに、一からじゃなしに、ゼロから話し合おうということを話したんですわ。そういう細かいことも引継ぎされてますか。

(上城戸 人権室長)

はい。それは引継ぎしております。

([REDACTED])
なら、お宅の関係するところにもちゃんと行ってもらわないと、隣の向出さんですか、頭ひねるようなことでは困りますわね。

(向出 地域福祉課長)

私がひねりましたのは、これまでこの問題について同盟さんと市と県の話し合いを何回かしておりますよね。今年の1月初めだけじゃない。そういう意味で、[]さんが全く知らない、どういう意味でかは私は知りませんが、果たしてそうだったのかな。これまで何回もやってきていますから、当然そういうことがあった事実を前提にお話をしてきた認識でいましたので、どうしてかなと思ひまして。

([])

今までの話と全然違ったんですよ。だから、この前話し合いをしましたよね。きちんと引き継がれているんでしたらいいですけど、そういうことをきちんと踏まえていかないと。他の人は分からないままでは困るから。

(上城戸 人権室長)

承知いたしました。

([])

[]係でもう少しだけ。資料の5・6・7ページで[]取組み状況が書いてあるんですけども、[]実績を見ると、5ページの中ほどにある企業内での人権啓発について云々のところで、「人権講座と映画の会」や「[]権教育指導者研修会」を開催と書いてありますが、一覧表を見ると、企業も対象にした同和問題に関する啓発は、参加者全体が16人という企画ですよ。この中で、企業の人がある程度出たのかということが非常に疑問に思うんです。対象は、色んな人が出るような企画になっている9月の11日の企画です。同和問題の企画と書いてありますが、中身を見るとこれは本当に同和問題に触れられたかどうか怪しいと。

あとですね、この取組み状況について県はどのように評価されてるんですかね。ようやく途に就いたばかりでこれからと思っておられるかどうか。

それと、8月の[]上の話し合いのときには、職員研修についてこれからテーマを決めるということだったので、ぜひ部落問題・同和問題をテーマにした研修会をやってほしいと、具体的に提起したんですけども、その後の具体的なフォローは何か聞いていますか。

(上城戸 人権室長)

2点目の研修の件について、8月19日の話し合いの中で同和問題に特化するようにとのことで、私もその後[]再三話をしておりまして、その方向で検討中であると、[]中で検討中であるということです。今後とも、県は確認事項でもござい

ますので、しっかりと内容をやっていくように指導していきます。

そして、先ほどの16名のお話ですね、人権啓発映画の会については、9月11日に県が実施したものに[]が参加した人数でございまして[]から16人が参加したということでございます。

([])
[] 企業を対象にした啓発の回答になっていませんか。回答文そのものが。今年度また予定があるんですか。

(向出 地域福祉課長)

今のは、9月18日の[]が主体となって行った人権講座と映画の会ではございませんか。

[]
5ページの企業を対象にした取組みについての報告にそう書いてある。だから、企業の関係者は出ておられるのですか。あるいは、今度計画があるとすれば、具体的にどこで企業の人に呼びかけていく予定なんですか。

(上城戸 人権室長)

企業を対象にした取組みは、第2回の人権講座と映画の会を2月19日に[]が予定しております。その中で企業も対象にするということでございます。提出資料3-2の6ページ19番です。

[]
だからね、要は[]と協議しても、[]がこれまで消極的なんやろ一貫して。そしたら、具体的に県が、例えば同和ならこういう講師いるとか、こういう今日的課題があるからこういうテーマでどうやろというような、あんたらのところが具体的な案を出して、[]やらなかったら進むわけないやろ、こんなもん。あんたらのことはそういう案を持ってるんかい。

(上城戸 人権室長)

そういう意味では、我々の人権センターの相談員が出向いて研修するというような…。

[]
違うて。あんたらが、県とし[]と協議に臨むときに、具体的な講師をやな。県もやっとなるやろ。だったら、こういう講師もいますよ、過去にこういう講師がいました

とか、あんたらが全国集会行って学んできたことを踏まえて、こういう研修やったらどうですかという具体的な案をもって望まなかったら、[REDACTED]は進まへんやろって。その案を持ってるんかって聞いているんや。

(向出 地域福祉課長)

これまでも県が主体となって人権教育・啓発の講演会をやっておりますし、その中で講師名簿というのも持っておりますので、それも含めてきちんとしていきたいと思えます。

([REDACTED])

具体的に、[REDACTED]同和問題は全部未定やないか。指導力問われるで。

([REDACTED])

これま[REDACTED]が具体的取り組みをやってないというのが事実なんでね。今回しっかりと踏まえて、一から具体的な内容を踏まえて指導してかんと前に進まんやろうと。そういうのを次回やってくださいよ。テーマ、内容、講師にいたるところまでどうやという具体的なまでやった方がいいで。その際は、必ず[REDACTED]の中で起きた差別発言事案を踏まえて研修やってくださいよと。こういう形でやっていってもらった方がいいと思うんでね。

(向出 地域福祉課長)

先ほどから出ていますけども、今年何点かやるということを確認しておりますので、それをどういう風にやっていくかは我々もきちんと押さえていきたいと思えます。

3 公正採用問題について 【労働政策課】

(司会)

それでは、3番目の公正採用問題についてよろしくお願いします。

([REDACTED])

少し質問したいと思います。まず、推進員の設置状況として設置率が84.2%とありますが、これ決して高くはないですよ。低いと思います。原因の分析をぜひ進めてほしいんですが、少なくとも福井では30人以上で設置するよう勧めているようですが、事業所の規模別とハローワーク別の分析をすると、どこで設置が進んでいてどこで進んでいないかということが出てくると思うんで、もしハローワーク別とか事業所別の設置

状況が分かれば教えてほしい。

そして、県としてこの設置状況をどう認識されているのが2点目です。

それから、3点目が、具体的に数字を出してもらっていて、この間の取組みでかなりこう実態が出てきていると。この間言ってきていることは、やっぱりハローワーク別を見ると、嶺北での違反事例が多い。数字が細かいのでなかなか見づらいかもかもしれませんが、後ろの方 [] に説明すると、右側の表が事業所の数なんですね。それで、上の方から786と79とあるのは、786社を受けてそのうちの79の事業所が違反しているということ。割合にして約1割。この横の並びを見ていくと、ほぼ10%台が続いていると。去年より若干増えているんですね。本当は、指導が進んでいけば、減らないといけないんですけど、依然として1割程度の違反が続いている。この原因を早めに分析して改善する必要があると思うんです。

ちなみに、どんなことで違反しているかということ、試験を受けに行ったときに家族の職業を聞かれているんです。何のために家族の職業を聞くのかということなんですが、家族の職業を聞いたり家族構成を質問して聞いたりしているんです。で、これがずっと高い。なくしていかないといいないんです。

そのへんで言うと、ぜひ違反事業所についても、嶺北の方は高い比率を占めている。一昨年は、違反事業所の83%位が嶺北だったんですが、去年は違反事業所の9割は嶺北なんです。 [] 含めて。だから、 [] の事業所、嶺北の事業所が違反している確率が高い。県としてこれをどうするのか、ぜひ方向を示してほしいと思います。

(平林 労働政策課長)

まず第1点目の公正採用選考人権啓発推進員の設置状況が、どのようなハローワーク別の状況になっているのかということのお問合せですけれども、この事案につきましては労働局が主管しております。県の方としてデータを持っておりませんので、今お答えすることができません。また労働局に問い合わせてみたいと思います。

それから、2点目の推進員の状況についてどう認識しているかということですが、確かに本県の場合、率のご指摘のとおり高いとは言えないと思っております。ただし、近年の状況を見てまいりますと、推進員を設置している事業所数は増えております。こういった観点から、徐々にではありますが改善の傾向が見えてきていると考えております。

それから、ハローワーク別に見ましたときに、嶺北管内の事業所において違反が集中しているというご指摘でございました。これは、そもそも嶺北管内における事業所数が絶対数として多いということもございまして、どうしても事業所数の多いところで違反が出がちであるというのもあるのかなと思います。それがどういう風な原因に起因するのかということにつきましては、検討する必要があるろうかと思えます。

あと、家族の状況につきまして構成とか職業とかを問い合わせるような事案が多いということにつきましては、かねてよりご指摘をいただいておりますし、私どもといたし

ましても問題意識をもっておりますので、私どもが公正採用選考を推し進めますパンフレット・リーフレットにおいて、こういう家族の構成や職業に関して質問が多いんですよ、こういったことを改めてくださいということを強く記しているところでございます。

県内の自治体の採用の用紙ですね、それはきちっと家族欄がないとか、我々が言う統一応募用紙になっていきますか。それ把握していますか。自治体の職員を採用するときに、もちろん県もそうですけど。割と北陸3県含めて、統一応募用紙を使用していなくて、違反質問をするような中身で採用している場合が多いんで、県や県内市町はどうか分かるだけ教えてください。

(平林 労働政策課長)

今ほどのお問合せですけれども、各17市町におきまして統一応募用紙が使われているか、正直私は承知しておりません。ただ、こういう全国高等学校統一応募用紙を使うということは、もう公然のルールになっておるわけですから、当然使われているものと思っております。

いや、そんな性善説じゃなしに、使われていない場合があるんで。一度調査してもらったらええ。

統一応募用紙を見たこともないの。

(平林 労働政策課長)

(見せながら) 持っております。

なら、使っていないとはどこか調べなさい。

(平林 労働政策課長)

今ほどのご質問の点、市町においてということでございますね。

そうそう。

(平林 労働政策課長)
確認しようと思います。

(
職員採用やで。

(平林 労働政策課長)
はい。

(
それ、どこがやるの。あんたはどこのセクション。

(平林 労働政策課長)
私は、産業労働部労働政策課でございます。

(
別のとこやん。福井県には、自治振興課とか市町村との連絡するところはないの。

(平林 労働政策課長)
市町振興課をもっております。

(
なら、そういうとこが自治省からの通達も含めて、市町村職員の採用選考については
こういうものを使いなさいということをしつときてるわけやろ。なら、福井県の市町振
興課というのは、把握してないんか。

(池田 市町振興課長)
私どもで通知しておりまして、統一応募用紙は全部で使われております。

(
使われてるんやろ。なら、なぜそれがそっちの方にいかんのや。

(池田 市町振興課長)
すみません。こちらの連携が悪うございました。

(

なんで悪いんや。そのために、あんたのところが庁内で、さっき話があったやろ。知事を本部長か何かにして、推進会議しとるんやろ。そしたら、あんたらのところは縦割り行政なんや。隣なんやで言うてやれや。

([REDACTED])

それは当然総務省から来た通知を市町に流してらって話やろ。それが本当にちゃんと実績として使われているかっていう点検はしたわけ。

(池田 市町振興課長)

統一応募用紙が使われた点検はしてございます。

([REDACTED])

一番気になるのは、回答書見ると全部福井労働局、福井労働局やん。わしらは今日、福井労働局を相手にしとるんと違う。福井県行政を話し合いを持っているわけでしょ。なら、少なくとも、人権教育・啓発推進法の中に、企業の啓発・指導はハローワークだけがやるってことになってるんか。そうじゃないでしょ。

(平林 労働政策課長)

企業に対する啓発等につきましては、県といたしましてもきちっとやっております。お問合せいただいている件が、公正採用選考啓発推進員のことでしたので、そこにつきましては…。

[REDACTED]

だから、そこと福井県は30人以上の企業については置きなさい、置こうとしてるん
でしょ。そしたら、推進員の任務は何をすることや。一つは、公正な採用選考の仕組み
を作っていくことや。もう一つは、企業内で同和問題や人権問題の研修の計画の立案や
実施をしていくことやろ。3つ目は、県や市町、労働局、関係機関との連携でしょ。こ
の3つを労働局が言うとするわけでしょ。

とするならば、県が同和問題や人権問題の研修をするときに、この推進員と連携をと
らなかったら、福井県としてもできないし、あるいは [REDACTED] も含めた各市町の企業啓発
もできないわけでしょ。

だとするならば、そのことで労働局と日常的な連携を取って、例えば [REDACTED] 職安管内で、
推進員の対象企業がどれだけあって、どれだけ設置されてるか当然把握して、その上で
福井県行政や関係する市町と、あんたら行政が連携して、そして推進員を増加していく
という取組みを福井県がやらなあかんのでしょ。

もともと今は労働局になっとなるけども、職業安定課っていうのは昔は県庁の中にあっ

たんでしょ。県が一緒になってやってたわけでしょ。だとするならば、そういう日常的な取組みも含めて、福井県行政として企業に対する指導をどうしていくのか、それを3のそこでは聞きたいんや。

それを労働局、労働局で、労働局任せになってもてるんと違うか。

(平林 労働政策課長)

いや、そうではございません。

()

どこに書いてあるん。

(平林 労働政策課長)

今回、直接のお問合せではございませんでしたので、記載は致しませんでしたけれども、県といたしましても事業主や採用担当に対する公正な採用選考ですとか、就職の機会均等に資する指導・啓発を行っておりますし、26年度からは新たに、企業の人事担当者向けに採用選考に関するセミナーを開催し、9月から始めたところでございます。そういう県としての取組みも実施しております。

()

それはどこに書いてあるん。

(平林 労働政策課長)

直接の問合せはございませんでしたので、書き漏れております。

()

その企業対象のセミナーはどんな中身になってる。

(平林 労働政策課長)

今年度からのセミナーにつきましては、どういう中身かをお示しすることは可能ですので、お渡しいたします。

()

あのね、推進員の数を書いてあるんですけども、これで見ると1,485人はいるというのは間違いないんやな。

(平林 労働政策課長)

はい。1, 485人います。

〔黒塗り〕
ならその人たちの研修というのは、どういう形でやってるん。名前だけじゃないと思うんやけど。

(平林 労働政策課長)

はい、これにつきましては、また労働局というお叱りを受けるかもしれませんが、労働局におきまして、先ほども出ておりましたように、〔黒塗り〕管内で研修を実施したりとか、〔黒塗り〕管内で実施したりと行っております。

〔黒塗り〕
だから、君んところは全く関係ないわけじゃないんだから、協調して進めていくいう態度がなかったら、相手に任したっていうだけじゃあかん。共同でやらなかったら、今の体制はよくならない。ほっとかれるとね、おそらく何もやらん者も多いと思うんだよ、名前だけで。どんな研修やっとするのか、きちんと把握してほしい。今は出んかもしれんから。

それから、どんな人がなってるか。人事権とかそういうものを握ってる人なのか。

(平林 労働政策課長)

採用選考の責任者がなっているという風に聞いております。

〔黒塗り〕
それも実際に調べてみな分からんで。お前、適当にやっつけみたいになつてる場合もある。例えば、30人とか小さい企業やとそうなってくるんや。それをきっちと把握して、しかるべき人がするということをやってくれな困る。それは調べといてください。

それから、活動内容や。社内でどういう活動をしてきたのか。せめて人権週間のピラでも配るんならそれも一つや。社内で人権啓発をやるというのが、一つ大事なとこやからな。もちろん、採用選考にも立ち会わないといかん。そういう活動がどういう風になされているか、我々は全く分からずにいる。あなた自身が把握してなかったら、どう進めていくかも分からん。今分からんのなら調べて、後ほど文書で報告してよ。

(平林 労働政策課長)

調べられる範囲で調べて、お示しします。

〔黒塗り〕

労働局任せにしないでよ。

研修の出席率はどのくらいなの。

(平林 労働政策課長)

申し訳ありません。承知しておりません。

1, 485の事業所におけるのは分かったけど、何人の方が研修を受けてみえるかどうかは、把握すべきでないの。また調べといて。

要は、労働局任せになっとなることや。だから、やっぱ福井県として企業に対する指導・啓発をしっかりやってほしいのよ。当然そのことも、市町に企業が存在するわけやから。

例えばでもそうやけど、市町でも企業誘致とか様々なことであんたんどこも一生懸命やっとなるやろ。何でこの企業に対する同和問題や人権問題の研修を一生懸命やらないのか、不思議でならない。福井県も、企業誘致のためなら一生懸命やっとなるやろ。企業が変われば社会が変わるっちゅうくらい、企業の果たす役割は大きいのよ。

だとするならば、企業に対する啓発を福井県として一生懸命やってもらいたい。たまたま出てる話が労働局の話で、うちはうちのこと言われてると思ってませんでしたって、それはあんた…。

(平林 労働政策課長)

そうではございませんで、先ほども申し上げましたように、企業の採用担当者向けの研修会をやっておりまして…。

やっとなるなら、さっきの質問でどれくらい来て、そのうち推進員が何人いるかってこと位把握せなあかんやろ。

(平林 労働政策課長)

分かりました。

それもないんやろ。やったけど、何人来てるかも分からんやんけ。

(平林 労働政策課長)

この9月から2月にかけて実施しますので、その中でどういう人たちがいらっしゃるのか、きちっと押さえたいと思います。

()
我々も、労働局としっかり話したいなと、やってないんでやりたいと思う。それでね、これびっくりせなあかん。異様な数やでこれ。こんな数、見たことないです。すごい数。

というのは、我々も中央で各地の労働局と色々話し合いもったり色々やってるわけよ。私の所属する県でも、ここ5年で2年位前に2件ほどあった。2件でもえらい騒ぎやで。2件あったって。だから、これは異様な数。だから、緊急にね企業啓発についてしっかり考えな、これはとんでもない事態やという認識をしっかりとってください。よその県行ったらこんなことありえへん。

それと、これは労働局の課題でもあるけども、労働局だけでなく県の人権啓発の課題なんや。そういう認識をしっかりとほしい。

4 身元調査問題について 【市町振興課】

(司会)

公正採用選考はこのへんにしまして、4番目の身元調査問題についての質疑をお願いします。

()
何やら勝手なことを色々(回答書で)並べとるな。弁護士など第三者の権利行使の妨害があると書いてあるけれども、現実(住民票の写し等を)取ってるのは弁護士を含めた八業種の中で、こういう不正な取得をやっていることが全国的に広がってるわけや。だから、現実を踏まえて理解してもらわんといかん。これをそういう理屈でやらないということになってくるでな。

やっぱり、これは君らが重要やと思ったら、弁護士がどう言おうとやな、これはどうしてもやらないかと積極的に思ってくれないと、このままで終わってしまうやないか。現実(に)やっぱり福井県(で)いろいろ不正取得はある。それが身元調査につながることもある。それを野放しにするんか。そこをやっぱり、どうやったってやな、反対する者はおるやろ。現在、全国的に本人通知制度は広まってるやないか。そういうことを思った

ら、福井県だけ特別というわけにいかんやろ。もっと積極的に各市町に指導して、理解してもらって、これを広めてやってもらわんといかん。

一般の人にもこういうものを啓発していったら、どんどん利用する人もおると思う。部落の人間とか、そういう調べられる・利用される人間だけやなしに、一般の人だって人権侵害を受けるんだから、一般市民にもこういう制度をPRしてもらったら、利用する方がおると思う。やっぱり、反対があってもやな、理解させて前進めてほしいと思う。他、どうやろ。

県に聞きたいんやけど、[redacted]という不正取得の県内における各市町別の取得件数は、うちら [redacted]のほうやと自治振興課が全部把握しとるんやけど、福井県は把握してはりますか。

(池田 市町振興課長)

今のおっしゃられた件数ですが、平成22年に [redacted]がございました。以降、23・24・25は、不正取得はございません。

[redacted]
[redacted]もか。

(池田 市町振興課長)

そういうことでございます。

[redacted]
それともう一つ聞きたいのは、法務局と連携してるってことやけど、法務局は本人通知制度についてどう言うてんの。

(池田 市町振興課長)

私も直接お話ししまして、その中で県の方には協力しながら進めたいといった言葉をいただいております。ただ、ここにも書いてありますように、あくまでこの本人通知制度というのは、市町にやっていただかないと県ができるものではありませんので、ちょっと後ろ向きなことではないんですけれども、そのへんは我々としては、市町にこの制度がどういうものであるか、どういう風なことが広まっているか、どういう風にやっていけばうまくいくか、そのへんは一生懸命やらせていただこうかと。

今年も説明会を設けましたし、全国的に広まっているということは、我々も承知をしております。その中で、市町の理解を求めていく努力をしていきたいと思っております。

()
とすると、法務局は前向きやね。

(池田 市町振興課長)

法務局については、我々に協力していくということをいただいております。

()
あのね、実は全県下でやろうということは増えてる。これ別に市町村が自発的に始めたことと違うで。どこでも。県が直接業務に関わってなくても、県の方針として県の思いを直接市町村に言っていったんや。県としてはやりたいと。市町村も協力してくれということなんや。だから、市町村のことやから市町村に任せますという姿勢では、全くやってきてないということ。

それから、回答見るとね、福井県って第三者になってるやんか。言うてる意味分かりますか。これな、県民の人権とかプライバシーとか様々な権利を守れるかどうかという問題や。だから、県行政としては、それは色んな商売人とかいろんな思いがあるかしらんけど、どこへ立場を置くんやと言ったら、県民の人権とかプライバシーを守るんやというところに視点を置くべきなんです。そういう立場が全く感じられへん。

あっちから意見聞いた、こっちから意見聞いたらこう言うてるんで、具体的な事務は市町村でしてるって、そういう話になってる。これあかんで。

で、弁護士の第三者の権利がどうのこうのって、人権より優先する第三者の権利ってないんや。これ要するに、ぶっちゃけると弁護士の商売がやりにくくなるって話を書いてる。だから、弁護士からしたらこんなややこしい制度無い方がやりやすくなるってわけや。そのことと、県民の生活とか人権・プライバシーを守ることと引き換えにできんのか。天秤にかけられんやんか、そんなもん。そんなことがあっても、県民を守るという立場に立ってこそ初めて、この問題の解決の糸口が見つかるわけ。第三者に重き置いたら、絶対に解決の糸口なんて見つかるわけない。そのあたりしっかり考えてほしい。

そのうえで、単に情報提供するだけと違って、県としてはこういう思いやと言う。そんなん、どこでもしてるで。そういう県の方針を市町村がどう受け止めるかっちゅう話や。だから、問題は、福井県がどういう基本的な姿勢をもってこの問題にあたっていくのかってことやで。それでしっかり考えてください。

(池田 市町振興課長)

ありがとうございます。私も、この問題に真剣に取り組んでおりまして、これまでも他の県について調べさせていただきました。まるでやっていない県もあれば、今おっしゃるようになり県がイニシアチブとってやってる県もあるということを勉強してお

ります。

そういった中で、今年やらせていただいたのは、他県の事例を紹介してですね、取り組んでいただくような努力をさせていただいております。今おっしゃられたことを踏まえて、どういった工夫ができるか、私どもで考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

5 人権意識調査の実施について 【地域福祉課】

(司会)

司会者の方からお願いします。4時を目途にという風に聞いておりましたが、5番から8番までで大事なことがありましたらお聞きいただき、また少しの時間延長を県の方、同盟の皆さんによりしくお願いします。

それでは、人権意識調査についてお願いします。

ちよつとお願いします。上城戸さんをお願いしたいんですけど、昨年ここで県対交渉したときに、人権意識調査をやる方法として、前の人権室長さんは県政マーケティング調査を利用するんやと。その調査がどんな調査か聞いても、なかなか答えてくれなんだ。今年またこれが出てきてるんです。

我々、この意識調査を非常に大事やと思ってるんです。どれだけ我々が差別から解消されたか見る調査なんです。ところが、何も変わらず県政マーケティング調査を利用するんやと。このとおりに書いてあったんです。去年問い合わせしても、何ら教えてくれなかったし。だから、説明は簡単でいいさかいに、終わりに近づいてるもんでだらだらやっても仕方ないから。

(上城戸 人権室長)

はい。本県の意識調査ですね、人権の意識調査も含めまして、そういったことを全て政策推進課というところが所管して、この県政マーケティング調査という事業で調査しております。その中で、人権に関する調査ですとか、食育に関する調査、あるいは結婚・子育てに関する調査等、色々な調査がございます。これらを調査する事業として、県政マーケティング調査という風にやっております、人権に関する意識調査もきちっとやらせていただく予定でございます。

何もかも一色単にしてやられると困るんや。大変なんや。我々が言うてるのは、独立

した意識調査をやってくれということなんや。それやらなんたら、何でも調べるのはええけど、同和問題・部落問題を調べる調査をしてくれ。

それとやな、ある程度専門の業者に委託するとか、科学的なそういうものをもってもらわんといかんわけよ。あのね、わしが持ってるのは[REDACTED]人権意識調査。2002年の。県も持ってると思うよ。これは、人権の意識調査だけやとる。[REDACTED]が独自で。

「今でも同和出身者に対する差別があると思いますか」という質問でやな、46%があると答えとる。そういう風に、実際に出てくるわけや。それをしっかりやらなあかん。わしはできたら、全部の市町でやってほしいくらいや。

(向出 地域福祉課長)

1点補足させていただきます。先ほど人権室長が、食育とか結婚子育てとか申しましたが、それぞれ独立してやっております。全部ひっくるめてやっているわけではございませんので、この県政マーケティング調査を利用する場合でも、あくまで人権の意識調査を実施したいというふうに考えております。先ほどの食育、地産地消、景観、結婚子育て、全て単独でやっております。食育で一つ、また別の対象者に結婚子育てに関する調査をしております。

[REDACTED]
だったら、人権問題について何項目あるの。

(向出 地域福祉課長)

それは、これから検討していきます。何項目の設問を設定し、そのうち同和を何問、他を何問ということ、来年度に向けて検討していきたいと思います。

[REDACTED]
そんなら、こんなややこしい書き方せんといたらええ。

[REDACTED]
来年やりますって書いてもらったら、もっと分かりやすい。

[REDACTED]
少なくとも、調査項目の中身については、解放同盟と協議してほしいです。勝手にこれだっていうんじゃないで。

[REDACTED]
これから作るっていうんだから、うちの話も一回聞いてよ。

6 []の開発事業について

7 []工について

8 []と[]及び[]について

【6～8 土木部、嶺南振興局】

(司会)

それでは、あとの土木部の方の6・7・8まとめてよろしくお願いします。

[]
ひっくり返してやな。要するに、[]の交差点とそれから[]の交差点と、これは一連のもんだよ。あの事業は、[] あれは我々が運動して勝ち取ったもんや。うちが要求して初めて出来上がった。なんでかという、うちの村の人が生活道路として今まで通ってたけども、それでは狭くて車も通りにくい。これではあかんで、海岸そこに道路を作れという話をしてきたんや。だから、一貫したもんやから、端っただけ言うてもあかん。[]の方の入り口もできて初めて道路やないか。バスが通って初めて道路になるんや。それが、一向に[]方は進まんやないか。この十何年間。我々が要求する道路のそういうものも、おろそかにしたらあかん。我々が要求したのは、部落解放のための要求しとるんやから。きちっと道路つながなあかん。それを十何年間ほったらかしてきとる。その間どんな努力してきたか知らんけどもやな。[]方もそうや。あれも一貫して同じ道路や。

(杉原 小浜土木事務所長)

それでは、小浜土木の方からお願いします。

[]がおっしゃられるように、道路につきましては一貫した道路と。また、それぞれの交差点に問題があるということにつきましては十分認識しております。今の[]交差点事業につきましては、[]を進めているということでございますけれども、その中で今できる交差点の安全対策として、歩道にある照明灯の位置を動かすとかいったことを対応させていただいております。

それと、[]交差点につきましても、[]ということで、国が管理しております国道との協議が色々必要といったことがございます。それで、時間をとっているということについては、申し訳ないと思っておりますが、交通量の多い国道でございますので、十分な安全を確保したような計画にするということで、慎重に協議を進めているという状況でございますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

([REDACTED])

わしが生きてるうちにやってくれな困る。

(杉原 小浜土木事務所長)

分かりました。

([REDACTED])

何年もかかってやな、もう少し一生懸命取り組んでよ。我々ほったらかしにして、あほにされとる話やないか。

(杉原 小浜土木事務所長)

ほったらかしにはしてございません。また進捗状況等につきまして、ご報告させていただきますので、よろしくお願いします。

(司会)

真剣に質疑応答いただき、ありがとうございます。最後のまとめを、中央本部の [REDACTED] からお願いします。

([REDACTED])

はい。1時から時間とおりに始めさせていただきました、4時ちょっとまわりましたけれども、本当に実りがあるような意見交換ができたと思います。不十分な部分がありますが、そういうものを積み上げていく中で、一つ一つ解決していただけるように、よろしくお願いします。お願い致したいことを最後に申しまして、総括としたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を、山内和芳健康福祉部長さんお願いいたします。

(片山 嶺南振興局長)

すみません、嶺南振興局長でございます。私の方から、最後にお礼を述べさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見、県といたしまして私ども真摯に受け止めるまして、

県民一人ひとりが同和問題を自分のこととして捉えまして、差別のない社会が実現するように、努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけど、県の方からの閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、解放同盟から、[REDACTED] しくお願いいたします。

[REDACTED]
それではお願いします。今日は大変実りの多い研修会やったと、自分なりに思っております。研修が実り多かっただけ、結果もやっぱり実り多いものをお願いしたいと思うんです。それと今年度中に、積み残したものを持って帰って、もう一回 [REDACTED] 相談して県の方にお願いに上がりたいと思うんですが、人数は少なくてもやっていきたいと思っております。今日はどうもございました。

(司会)

ありがとうございました。不慣れな司会で、時間がオーバーしましたことをお詫びしまして、閉会とさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

(以上)